

港区帰宅困難者対策支援業務委託 事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区帰宅困難者対策支援業務委託事業候補者は、自治体からの依頼による帰宅困難者対策業務への支援に関する業務実績があり、事業者が主体的に参画する会議体の運営を同時期に複数支援した経験を有し、かつ帰宅困難者対策に係る専門的な知見を有する事業者であることを条件とします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区帰宅困難者対策支援業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和3年3月23日（火）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書またはメールで通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明15分、質疑15分程度）。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査の際は、参加申込書で記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（複数人いる場合はうち1名）も同席してください。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いします。

その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

ア 実施日時

令和3年3月29日（月） 午後2時～（予定）

イ 実施場所

港区役所9階 911会議室

ウ 結果通知

令和3年3月31日（水）までに第二次審査参加者全員に文書またはメールで通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

評価項目	評価の視点
事業者概要および業務実績	・ 本業務の類似実績があるか。
経歴および専任性	・ 業務の遂行に必要な経歴と本業務への専任性について。
事業者の業務体制	・ 期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制、スケジュールになっているか。 ・ 見積価額に対して適切な人員配置がされているか。
首都圏における帰宅困難者対策の現状認識への評価	・ 首都圏における帰宅困難者対策の現状と課題を理解しているか。 ・ 「一斉帰宅の抑制」の浸透策、「一時滞在施設」の確保策、「感染症対策」の実行策など、的確な問題意識を有しているか。
「帰宅困難者対策」と「地域防災」の関係性についての整理	・ これまでの港区の帰宅困難者対策の取組みを理解しているか。 ・ 港区の地域特性を踏まえた内容となっているか。
帰宅困難者対策の理想形の提示	・ 駅周辺滞留者対策推進協議会運営の方向性についての考え方は適切か。 ・ 情報連携ツールの活用についても適切に言及しているか。
将来を見据えた本業務への取組みについて	・ 本業務の履行期間にあたり遂行すべき業務を整理しているか。 ・ 業務履行期間終了後の展開を見据えた提案となっているか。
見積書	・ 見積額および内訳は仕様書に対して適切であること。
地域貢献活動項目 (加点点目)	・ 区内事業者優遇 ・ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 ・ 障害者雇用の評価 ・ 環境配慮に対する評価 (ISO14001 の認証等に参加しているか) ・ 災害協定活動に対する評価 (区と災害時における協定の締結があるか等)

※地域貢献活動項目のうち該当する項目がある場合、それぞれに一次審査における事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を一次評価点に加点します。(小数点以下切上げ)

(2) 第二次審査

評価項目	評価の視点
業務遂行体制・サポート体制	企画提案書に記載された業務遂行・サポート体制を確実に整え、区の指示に応じて適切かつ迅速に実施することができること。
企画提案の実現性と具体性	提案した企画が区の実態を踏まえ、着実に本業務を促進することができること。
業務への理解度と取組意欲	提案された業務体制、人員配置等から、適切かつ安定した運営・業務遂行が見込めるとともに、本業務に取り組む強い意欲・熱意があること。
コミュニケーション能力	質問を正確に理解し、明快かつ迅速に答えていること。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととします。

※配点については、次のとおりとします。

①第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1

②見積価格に対する配点は、第一次審査の合計評価点のおおよそ10%

③区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、区内事業者への優遇として、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

④ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価は、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

⑤障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

⑥ISO14001の認証等に参加している場合、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

⑦区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する業務に係る区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しているため、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。

代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

・登録簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）

・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登録簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

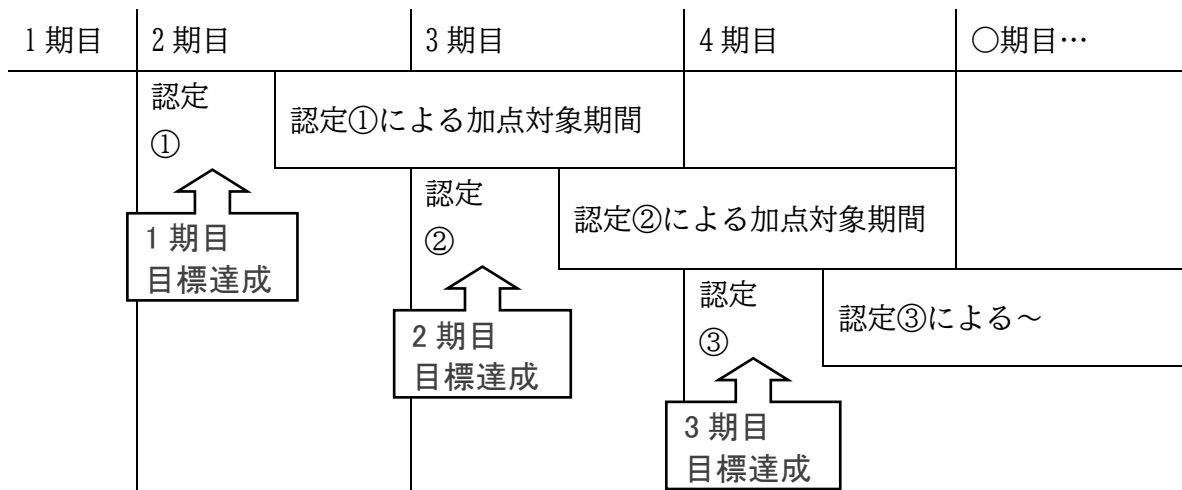
(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。以下のいずれかの条件を満たす事業者が参加する場合、第一次審査において評価を優遇します。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価について

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮の評価について

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

(5) 災害協定活動に対する評価について

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

(1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

(2) 令和3年2月26日(金)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。

(3) 令和3年3月12日(金)午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書またはメールで通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和3年5月6日（金）以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。